

国官参安第165号
平成29年3月31日
【ANS-G3111】

飛行場灯火及び航空保安無線施設に係る
安全情報等取扱指針

国土交通省 航空局 安全部

改正記録表

改正番号	改正頁	改正年月日	改正理由
初版	全頁	平成 29 年 3 月 31 日	新規制定 (国官参安第 165 号)
第 2 版	全頁	令和 3 年 6 月 29 日	「インシデント」「その他の安全情報」の対象見直し、「その他の安全情報」の報告時期の変更、その他様式等の軽微な修正

1 目的

本指針は、飛行場灯火又は航空保安無線施設の設置者が「空港における安全管理システムの整備基準」（平成17年9月9日付け、国管第85号・国空用第125号）又は「航空保安無線施設の管理規程等の策定基準及び安全管理システム整備基準」（平成29年3月31日付け、国官参安第155号）に基づき、航空安全当局に対する安全指標及び安全目標値の届出、並びに安全に係るリスクの管理状況及び安全に関する情報の報告について、その手続き等を示すものである。

2 安全指標及び安全目標値の届出

毎年度末に設定する翌年度の安全指標及び安全目標値について、毎年4月末日までに、安全指標及び安全目標値の見直しを行った場合は、見直し後、速やかに届け出るものとする。届出内容の詳細は、様式1【ANS-F3121】によるものとする。

※飛行場灯火及び航空保安無線施設が設置されている場合は、それぞれ1項目以上設定すること。

3 安全に係るリスクの管理状況の報告

3.1 報告の内容

以下に掲げる事項を報告するものとする。報告内容の詳細は様式2【ANS-F3122】によるものとする。

- (1) 年度当初から当該対象期間にわたる安全達成度（届け出ている安全指標、安全目標値及び当該安全目標値に対する達成度）
- (2) 当該対象期間における安全目標達成に向けた活動実績（届け出ている安全指標、実施した安全活動及び実施日）
- (3) 安全に関する情報の報告件数（当該対象期間及び年度内の各報告合計数（報告書の進行状況（未了又は完了）の内訳を含む。））

3.2 報告の時期

下表のとおり。なお、当該締切日が行政機関の休日にあたる場合は、当該休日が明けた直後の日を締切とする。

対象期間	報告締切日
4月～6月	7月31日
7月～9月	10月31日
10月～12月	1月31日
1月～3月	4月30日

4 安全に関する情報の報告

4.1 報告の内容

(1) 対象となる事態

以下に掲げる事態を報告するものとする。なお、発生した事態が報告すべきものに該当するか否かについて疑義が生じた場合は、航空安全当局まで問い合わせること。

① 航空事故

航空法第76条第1項に関するものとする。ただし、飛行場灯火又は航空保安無線施設の運

用に関連するもの又は関連するおそれがあるものに限る。

② 重大インシデント

航空法第76条の2に関するものとする。ただし、飛行場灯火又は航空保安無線施設の運用に関連するもの又は関連するおそれがあるものに限る。

③ インシデント

航空の安全に影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態であって、航空事故又は重大インシデント以外のものとし、次に掲げるものとする。

- (i) 飛行場灯火の障害（進入灯において、建築物、植物その他の物件により機能を損なうこととなった場合を含む。）で、ノータムが発行されたもの又は航空機の運航に影響を与えたもの（ノータム事項Aとなる障害で電球断芯（LED、放電管等含む）によるものについては対象外とする。）
- (ii) 航空保安無線施設の障害で、運用停止に係るノータムが発行されたもの又は航空機の運航に影響を与えたもの

④ その他の安全情報

- (i) 飛行場灯火又は航空保安無線施設の運用又は保守等ができなかつた場合（自然災害等によるものを除く。）
 - A) 職員の居眠り、病気又は事故により、飛行場灯火又は航空保安無線施設の運用ができなかつたもの
 - B) 職員又は作業員が、重傷以上の人身事故により、保守等ができなかつたもの

※重傷とは、人が事故において被った、次のいずれかの負傷のことをいう。

 - イ) 負傷の日から7日以内を起点として、48時間を超える入院を必要とする。
 - ロ) 骨折という結果になる（手足の指又は鼻の単純骨折を除く）
 - ハ) 激しい出血や、神経、筋肉、又は腱の負傷をもたらす裂傷を伴う。

二) 内臓の負傷を伴う。

 - ホ) 2度又は3度の熱傷（やけど）、あるいは体の表面の5パーセント以上に影響するやけど熱傷を伴う。
 - ヘ) 感染物質又は有害放射線に対する検証された感染又は被ばくを伴う。
- (ii) 飛行場灯火又は航空保安無線施設の運用又は保守を行うにあたり、誤操作により施設を停止させたもの
- (iii) 進入灯以外の飛行場灯火において、建築物、植物その他の物件により機能を損なうこととなったもので、ノータムが発行されたもの

② 報告項目

対象事態に係る概要、自らが実施した安全措置、発生原因及び再発防止対策を報告するものとする。詳細は様式3【ANS-F3123】又は4【ANS-F3124】によるものとする。

4.2 報告時期

(1) 第1報（書面）

事態の概要等、確認できている事項について、4.1(1)①から③に該当する場合は事態発生日から起算して遅くとも3日以内（行政機関の休日を除く。）に、4.1(1)④に該当する場合は事態発生日から起算して遅くとも7日以内（行政機関の休日を除く。）に、次項で定める方法により行うものとする。

(2) 追加報告

第1報実施以降、判明した事実や原因等の調査又は再発防止対策の検討結果等については順次追加報告を実施するものとする。また、事実確認等のため追加報告を求められた場合にはその指示に従い実施するものとする。

5 届出又は報告の方法

届出又は報告は、原則として航空安全監視システムにインターネットを通じて接続することにより行うものとする。航空安全監視システムによる報告が困難な場合は、電子メールを使用することができる。なお、航空安全監視システムによらない場合は、様式1【ANS-F3121】から4【ANS-F3124】を用いて報告すること。

電子メールによる場合は、当該空港の所在地を管轄区域とする航空安全当局に送付すること。

6 留意事項

届出又は報告の実施にあっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 安全指標及び安全目標値については、必ず対となるよう設定すること。
- (2) 4. の報告に係る様式において、該当がない項目については、その記入を省略することができる。なお、チェックボックスが設定されているものは、該当するものにチェックを入れるものとし、必要なものには詳細情報を記載すること。
- (3) 様式に直接記入する項目はなくとも、当該事態に係る事実関係の確認、また、適切な要因分析等を行うために必要と思われる事項については、「その他参考となる事項」に詳しく記載すること。
- (4) 年度ごとに付した通し番号を記入すること。（同一事案について第2報以降の報告をする場合については、第1報と同じ通し番号を記入すること。）
- (5) 当該報告に関して確認の連絡等を行うことがあるので、担当者名及び連絡先を記載すること。
- (6) 原因等を調査中の場合にあっては「調査中」と記入し、判明次第速やかに追加報告すること。
- (7) 再発防止策を検討中の場合にあっては、「検討中」と記入し、確定次第速やかに追加報告すること。
- (8) 4. の報告を行う際には、必要に応じ、関連する図面、写真等を添付すること。
- (9) 原因の特定及び再発防止策の検討に資するため、分析に係る項目については可能な限り記載すること。

附 則（平成29年3月31日付、国官参安第165号）

1. 本通達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月29日付、国空安企第78号）

1. 本通達は、令和3年7月1日から施行する。